

入所指針の主な改定内容

(1) 同点時の名簿登載順の変更

予約的な申込みを防ぐため、同点時の順位付けを入所申込順から生年月日順に改めました。

(2) 申込有効期限の設定【新設】

入所意向確認のため、申込書の有効期限（申込日から3年後の年末まで）を設けました。
なお、有効期限が到来する前に、対象の方に継続申込手続きに関するご案内を送付します。

申込時期（受付日）	有効期限
令和3年以前	令和6年12月末
令和4年1月～12月	令和7年12月末
令和5年1月～12月	令和8年12月末
令和6年1月～12月	令和9年12月末
令和7年1月～12月	令和10年12月末

※たとえば、令和4年中に申込みをされた方は、令和7年12月末まで有効となります。継続申込みが必要になる場合、令和7年10月頃までにご案内をお送りする予定です。引き続き名簿に登載されるためには、令和7年11月末までに手続きする必要があります。

(3) 申込施設数の上限の設定【新設】

特別養護老人ホーム施設数の増加を踏まえ、区内施設の申込件数を最大5件までにしました。
なお、区外施設の申込件数は、上限のカウントに含めません。

申込時期	最大件数
令和6年5月31日まで	上限なし
令和6年6月1日から	5件

(4) 特列入所に関する事項の見直し

要介護1又は2の方が対象となる特列入所について、以下のとおり見直しました。

○対象者

- ① 特列入所の要件に該当し、合計点50点以上の場合。
- ② 上記で合計点50点以下でも、知的障害、精神障害、認知症等の方で、基準2及び3（別紙）の合計点が26点以上の場合は、事情を勘案したうえで対応します。

○特列入所の要件（⑤を新たに追加）

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤ 子ども・若者が家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる状況にあり、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。